

件名

電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第四条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成十五年金融庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>第二条 規則第四条第一項の規定により、同項第二号の書面等に記載されている事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、同項の申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。</p>	<p>第二条 規則第四条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。</p>

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。